



悪質工事業者に注意！！

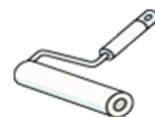
「訪問販売で商品を購入した」とか「工事の契約をしたが解約したい」という相談をよく受けます。台風12号の影響で、家の修理をしようと考えている方は、悪質な訪問販売業者には注意が必要です。

<事例>

自宅に突然来た営業マンから「壁が傷んでいる」と言われ、傷んでいるかどうかも確認せず、信用して外壁塗装工事の契約をした。他社の見積もりを取らなかったのが、高額かもしれない。解約したい。

<事例>

自宅に突然来た営業マンから「キャンペーン中だ、280万円を150万円にする」と言われ外壁塗装工事契約をした。解約を申し出たら「150万円を100万円にする」と言われた。安易に大幅な値引きをする業者が信用できない、解約したい。



2例とも契約してから8日以内の解約の申し出だったので、無条件で解約できるクーリング・オフで解決できました。

<消費者へのアドバイス>

- ◇ 突然、訪問してきた業者に勧められても、不要ならばきっぱり断りましょう。
- ◇ 工事を依頼するときは、1社だけでなく数社から見積もりを取り、工事内容や金額などを比較しましょう。
- ◇ 訪問販売で契約した時は、契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフできます。
- ◇ トラブルに遭ったら、消費生活センターにご相談ください。

